

「料金表」

2021年4月1日改訂

・利用料の額は厚生労働大臣の定める基準によるものとし利用者負担額は1割とします。(一定以上所得のある場合は2割又は3割負担となります。)

小規模多機能型居宅介護 (1単位あたりの単価：11.10円)						
(1) 同一建物居住者以外の登録者		利用単位	利用料金	介護保険適用時自己負担額の目安 (小数点以下切り捨て)		
				1割	2割	3割
要支援1	1ヶ月	3.438単位	38.161円	3.817円	7.633円	11.449円
要支援2	1ヶ月	6.948単位	77.122円	7.713円	15.425円	23.137円
要介護1	1ヶ月	10.423単位	115.695円	11.570円	23.139円	34.709円
要介護2	1ヶ月	15.318単位	170.029円	17.003円	34.006円	51.009円
要介護3	1ヶ月	22.283単位	247.341円	24.735円	49.469円	74.203円
要介護4	1ヶ月	24.593単位	272.982円	27.299円	54.597円	81.895円
要介護5	1ヶ月	27.117単位	300.998円	30.100円	60.200円	90.300円
(2) 同一建物居住者の登録者		利用単位	利用料金	介護保険適用時自己負担額の目安 (小数点以下切り捨て)		
要支援1	1か月	3.098単位	34.387円	3.439円	6.878円	10.317円
要支援2	1か月	6.260単位	69.486円	6.949円	13.898円	20.846円
要介護1	1か月	9.391単位	104.240円	10.424円	20.848円	31.272円
要介護2	1か月	13.802単位	153.202円	15.321円	30.641円	45.961円
要介護3	1か月	20.076単位	222.843円	22.285円	44.569円	66.853円
要介護4	1か月	22.158単位	245.953円	24.596円	49.191円	73.786円
要介護5	1か月	24.433単位	271.206円	27.121円	54.242円	81.362円
初期加算	1回	30単位	333	34	67	100
	登録日から30日を上限として算定します。30日を超える入院後も同様に算定します。					
認知症加算Ⅰ	1ヶ月	800単位	8.880円	888円	1.776円	2.664円
	認知症日常生活自立度Ⅲ以上の方に算定します。					
認知症加算Ⅱ	1ヶ月	500単位	5.550円	555円	1.110円	1.665円
	要介護2及び認知症日常生活自立度Ⅱの方に算定します。					
総合マネジメント 体制強化加算	1ヶ月	1000単位	11,100円	1,110円	2,220円	3,330円
	多職種でライフサポートプランを作成し、地域活動に積極的に参加している場合算定します。					
サービス提供体制 強化加算(Ⅰ)イ	1ヶ月	750単位	8.325円	834円	1.665円	2.498円
	従業者に研修計画を立て実施し、介護福祉士の占める割合が百分の七十以上で算定します。					
訪問体制強化加算	1ヶ月	1000単位	11.100円	1.110円	2.220円	3.330円
	訪問を担当する従業者を一定程度配置し1月あたりの延べ訪問回数が200回以上で算定します。					
若年性認知症利用 者受入加算	1ヵ月	800単位	8.880円	888円	1.766円	2.664円
	65歳未満で発症した若年性認知症の方を受け入れる場合算定します。					

生活機能向上連携 加算（Ⅰ）	1ヵ月	100単位	1,110円	111円	222円	333円
	理学療法士・作業療法士等の助言を受け生活機能の向上をさせていく支援に対する加算を算定します。					
生活機能向上連携 加算（Ⅱ）	1ヵ月	200単位	2,220円	222円	444円	666円
	理学療法士・作業療法士等が自宅を訪問し身体状況を把握し生活機能の向上をさせていく支援に対する加算を算定します。					
栄養スクリーニン グ加算	1回/6ヶ月	5単位	55円	6円	12円	17円
	医師等に相談助言を実施し、栄養スクリーニングを実施した場合算定します。					
介護職員処遇改善 加算（Ⅰ）	提供するサービスの単位数に対して、102/1000に相当する単位数					
	介護職員の賃金計画や研修計画等、所定の要件を満たしているため算定します。					
介護職員等特定処 遇改善加算（Ⅰ）	提供するサービスの単位数に対して、32/1000に相当する単位数					
	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして届け出を行った事業所に算定するもの。					
食費	1食	朝食：350円 昼食：650円 夕食：430円				
宿泊費	1泊	2,500円				
アクティビティ費		実費				
おむつ代		実費				
通常の実施地域外 への送迎に要する 費用	1回	300円				
通常の実施地域外 への訪問に要する 交通費	1回	300円（公共交通機関利用の場合は実費）				

※令和3年9月30日までの間は、小規模多機能型居宅介護のイ及びロについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定させていただきます。

※介護保険給付費の計算方法

<1割負担の場合>

保険請求額＝保険単位数合計×単位数単価（11.10円/1単位）×給付率90/100

利用料＝保険単位数合計×単位数単価（11.10円/1単位）－保険請求額

<2割負担の場合>

保険請求額＝保険単位数合計×単位数単価（11.10円/1単位）×給付率80/100

利用料＝保険単位数合計×単位数単価（11.10円/1単位）－保険請求額

<3割負担の場合>

保険請求額＝保険単位数合計×単位数単価（11.10円/1単位）×給付率70/100

利用料＝保険単位数合計×単位数単価（11.10円/1単位）－保険請求額

※小数点以下は切り上げで計算します。

※介護給付費に係る費用は、1ヶ月ごとの包括費用（定額）です。要介護度ごとに利用料金が異なりますのでご注意ください。また、利用者の体調や状態変化等によりライフサポートプランに定めた期日よりも利用が少なかった場合、または多かった場合であっても、日割り計算は致しません。

※月途中から登録した場合、または登録を終了した場合は、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。

※介護報酬の改正など、単価改正に合わせ料金改定を行ないます。